

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

「こどもみらい住宅支援事業における補助要件等の確認及び住宅取得者への丁寧なお願い」
(特に、新築分譲住宅の着工日について)

国土交通省から標記について、協力依頼がありましたのでお知らせします。詳細は、別添資料をご参照ください。

記

1. 概 要 現在、国土交通省では、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的に「こどもみらい住宅支援事業」を実施しております。本事業においては、住宅事業者が事業者登録後に着工された住宅 であること等の要件がありますが、この点に関し周知をお願いいたします。
2. 通知資料 (1) こどもみらい住宅支援事業における補助要件等の確認及び住宅取得者への丁寧なお願い (特に、新築分譲住宅の着工日について)
(令和 4 年 8 月 2 9 日事務連絡)
(2) (別添)「新築分譲住宅の着工日と事業者登録日の関係」
3. 参考HP こどもみらい住宅支援事業事務局ホームページ
<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>
4. 問合せ先 (一社) 全国住宅産業協会 担当: 田島
TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡
令和4年8月29日

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもみらい住宅支援事業における補助要件等の確認及び住宅取得者への丁寧な説明のお願い
(特に、新築分譲住宅の着工日について)

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

現在、国土交通省では、子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的に「こどもみらい住宅支援事業」を実施しております。

本事業においては、住宅事業者が事業者登録後に着工された住宅であること等の要件がありますが、この点に関し、下記の通り周知をお願いいたします。

記

1. 事業者登録、補助要件等の確認のお願い

本事業は、経済対策として、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図ることを目的として、要件に適合した新築住宅の供給やリフォーム工事を実施する住宅事業者に対して補助金を交付し、その補助金相当分を住宅取得者等に還元していただく事業です。住宅事業者の本事業の事業者登録前に着工された住宅については、本事業によって省エネ性能を有する住宅の着工促進が図られたことが確認できないことから、新築（注文・分譲）、リフォームを問わず、補助対象としておりません。このことも含めて、本事業の補助要件については事務局ホームページ（<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>）で十分確認するよう、各団体傘下の住宅事業者に対し改めて周知をお願いいたします。

※対象要件については、本事業の事務局ホームページから、

「注文住宅の新築」
トップページ > 「新築分譲住宅の購入」 > 「対象要件の詳細」 をご確認ください。
「リフォーム」

2. 住宅取得者等に対する丁寧な説明の徹底のお願い（特に新築分譲住宅）

本事業の補助要件については、住宅事業者から住宅取得者等に対し、契約締結前に丁寧な説明がなされる必要があります。

加えて、1. に記したとおり、住宅事業者が本事業の事業者登録前に着工された住宅は本事業の補助対象とならないことから、新築分譲住宅の販売を行う事業者は、住宅取得者に対し、販売しようとする住宅の着工日が当該事業者の事業者登録日以降であるかを含め、当該住宅が本事業の補助対象となるかどうかについて、特に丁寧な説明を行っていただくようお願いいたします。

別添「新築分譲住宅の着工日と事業者登録日の関係」もご参照ください。

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

課長補佐 八木 正雄（内線39428）

係長 水落 裕樹（内線39471）

＜子どもみらい住宅支援事業に関するお問い合わせ先＞

子どもみらい住宅支援事業事務局 お問い合わせ窓口

電話：0570-033-522（IP電話等からの問い合わせは042-204-0994）

受付時間：9：00～17：00（土、日、祝日を含む。）

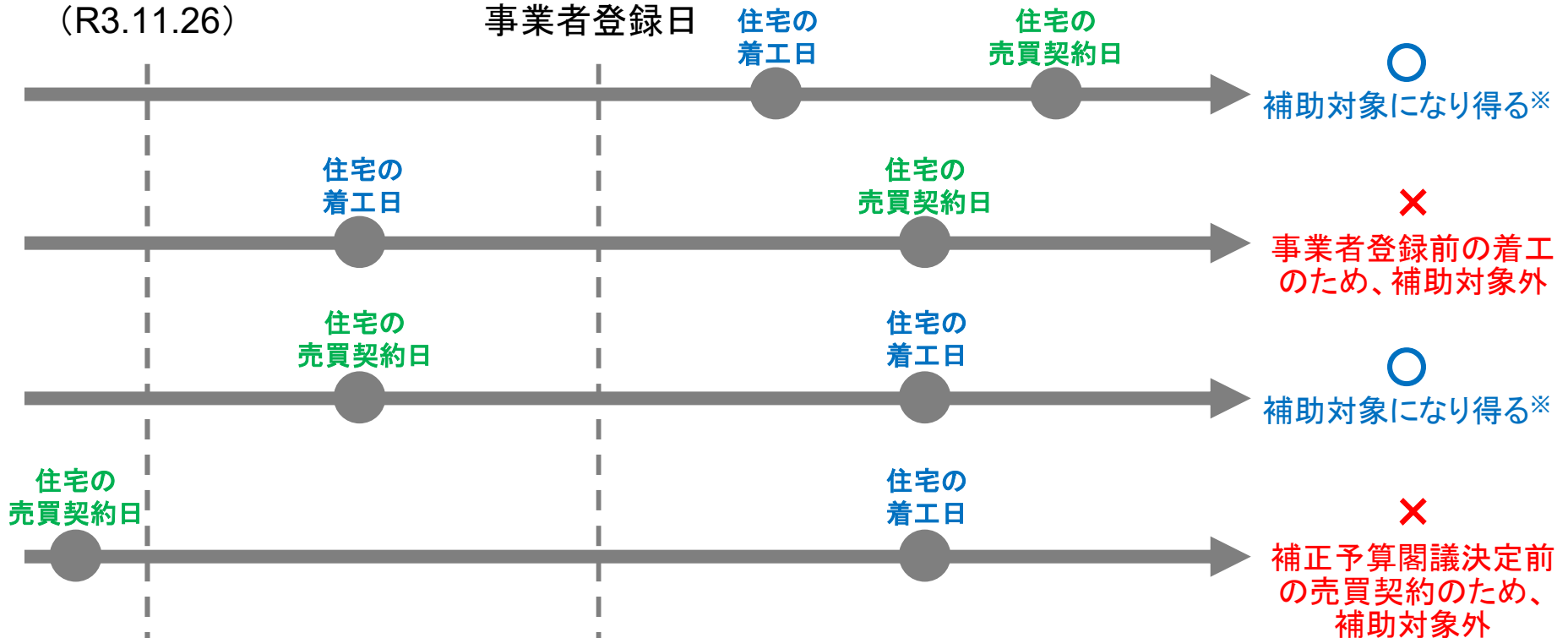
新築分譲住宅の着工日と事業者登録日の関係

別添

- 住宅事業者の本事業の事業者登録前に着工された住宅は、本事業の補助対象となりません。
- 新築分譲住宅の販売を行う事業者は、住宅取得者に対し、販売しようとする住宅の着工日が当該事業者の事業者登録日以降であるかを含め、当該住宅が本事業の補助対象となるかどうかについて、特に丁寧な説明を行っていただくようお願いします。

令和3年度補正予算案
閣議決定日
(R3.11.26)

当該住宅事業者に
おける本事業への
事業者登録日



※実際に補助を受けるためには、新築住宅が省エネ性能の要件を満たすこと、子育て世帯又は若者夫婦世帯が入居すること等の要件を満たしたうえで、所定の手続きを行う必要があります。詳細は事務局ホームページ(<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>)をご確認ください。